

議員提出議案第 12 号

中山義隆市長に対する不信任決議

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 7 年 6 月 18 日

提出者 花 谷 史 郎
賛成者 内 原 英 聡
" 田 盛 英 伸

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

これ以上、石垣市議会として中山義隆市長に市政運営を任せることができないため。

中山義隆市長に対する不信任決議

令和7年5月30日付、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を中山義隆市長が専決処分した件について、令和7年第5回石垣市議会定例会において、同年6月11日に開催された石垣市議会経済民生委員会の場で健康保険課長が説明したが、当該専決処分における決裁行為や説明等が虚偽であることが同年6月17日に判明した。

このことから、中山義隆市長は、自らの権限である専決処分を法の定める期限内に行っていないことを認識しているにもかかわらず、その事実を隠蔽するため虚偽文書を作成し、その文書をもって専決処分したことを石垣市議会に報告したこととなる。

この一連の行為は、市議会と市民を欺く悪質極まりない行為であり、四期16年の長期政権による行政組織の腐敗、弊害というよりほかない。中山義隆市長が市政を混乱させ、市民の信頼を著しく失墜させたことに対する政治的、道義的な責任は免れることはできず、石垣市を一日も早く正常な状態に戻さなければならない。

本事案は、刑法第155条で定める公文書偽造等を含め、刑事罰にあたる可能性もあり、これ以上、石垣市議会として中山義隆市長に市政運営を任せることができない。

よって、本市議会は中山義隆市長に対する不信任を決議する。

令和7年6月18日

石垣市議会